

歯科技工所休止・廃止・再開届

概要説明	歯科技工士法第 21 条第 2 項に基づき、歯科技工所を休止、廃止、若しくは再開する場合に行う届出書です。
提出書類	1 歯科技工所休止廃止再開届（様式第 3 号） 1 部（押印は不要です） （保健所の受理した証が必要な場合は 2 部）
受付期間	休止・廃止・再開の日～休止・廃止・再開後 10 日以内
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 （〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号） TEL ; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	—
注意事項	・ 休止の期間は最大 1 年までです。